

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤沢市長 鈴木 恒夫

市町村名 (市町村コード)	藤沢市 (14205)	
地域名 (地域内農業集落名)	明治地区 (大庭(城地区)稲荷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の多くは水田であるが、主食用米の需要減少が見込まれるなか、水田として維持していくのは難しく、水田として規模拡大の意向がある農業者が少ないのが現状。
 農家の高齢化、担い手不足が深刻化しており、機械や暗渠排水の老朽化もあり、遊休農地が増加し、周辺農地に影響が出ていることから、耕地整理や用排水の構造改善が必要である。
 また、耕作放棄地については、地権者の意向が確認できない農地が見受けられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・拡大意向のある農業者、新規就農者、稲作の希望者に農地を集積集約する。
- ・耕作条件の改善、暗渠排水の改善により、営農しやすい環境整備を進める。
- ・需要に応じて水田から畑地化の検討を行う。
- ・地域共用の農機(水稲用)リースやライスセンターの整備についての検討を行う。
- ・行政とのコミュニケーションを密に行い、道路や耕作放棄地の改善に努める。
- ・農業の効率化を図るためスマート農業の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域(農振農用地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に、担い手への農地集積を段階的に進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を積極的に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の耕作条件の改善を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、城稻荷地区の地域事情を考慮しながら、経営体の確保育成に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAと連携による一部作業の委託等により、農作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③農業の効率化を図るためスマート農業の導入